

前回送付の修正素案（1月20日版）と最終案の対照表

軽微な修正については省略しています。

【第2章 「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」に基づくこれまでの取組】

	該当箇所	修正素案（1月20日版）	最終案
1	P3 2-2-1 目標1：エコライフ行動が認識実践されるまちづくり 6行目	佐倉市エコライフ推進員：地球温暖化問題に深い関心があり、～（略）～意欲を持って取り組めるかたをエコライフ推進員として委嘱し、～（略）～	佐倉市エコライフ推進員：地球温暖化問題に深い関心があり、～（略）～意欲を持って取り組めるかたを 佐倉市 エコライフ推進員として委嘱し、～（略）～
2	P6 2-2-3 温室効果ガス排出量の増減要因 2行目ほか	製造業に係る二酸化炭素排出量は「製造品出荷額等」に比例して増減すると仮定されます。	製造業に係る二酸化炭素排出量の 主な増減要因の一つに 、「製造品出荷額等」があります。 (以下、他の項目も同様)
3	P7 2-2-3 温室効果ガス排出量の増減要因 廃棄物部門 2行目	人口が増加傾向にあるにもかかわらず、焼却処理量は減少傾向にあることから、ごみ分別とリサイクルの意識が向上していると考えられます。	人口が 横ばいである にもかかわらず、焼却処理量は減少傾向にあることから、ごみ分別とリサイクルの意識が向上していると考えられます。

【第5章 二酸化炭素排出量の将来推計と削減目標】

	該当箇所	修正素案（1月20日版）	最終案
4	P16 5-2-1 短期目標 6行目	そこで、 政府が短期目標を策定した時点の現況排出量と基準年度である2005（平成17）年度の排出量はほぼ同じであることを考慮し、本市においては、現況から国と同じ割合を削減することとして、本計画の最終年度である2019（平成31）年度に2012（平成24）年度比3.8%減を、本計画の短期目標とします。	そこで、 本市において も、現況から国と同じ割合を削減することとして、本計画の最終年度である2019（平成31）年度に2012（平成24）年度比3.8%減を、本計画の短期目標とします。
5	P16 5-2-2 中期目標 1行目	政府の地球温暖化対策推進本部が決定した～（略）～を踏まえ、 2030（平成42）年度に2012（平成24）年度比26.0%減を、本計画の中期目標とします。 なお、中期目標の基準年度については、現時点で最新の推計値が得られる2012（平成24）年度とします。	政府の地球温暖化対策推進本部が決定した～（略）～を踏まえた 目標とします。 ただし、基準年度については、佐倉市の現時点での最新の排出量推計値が2012（平成24）年度のものであることから、これを基準とし、2030（平成42）年度に2012（平成24）年度比26.0%減（2005（平成17）年度比41.2%減）を、本計画の中期目標とします。
6	P17 5-2-4 目標達成に向けて 下から1行目	このことから、本市の人口が推計より多く維持された場合においても二酸化炭素の排出目標が達成されるよう、対策を検討する必要があると も 考えられます。	このことから、本市の人口が推計より多く維持された場合においても二酸化炭素の排出目標が達成されるよう、対策を検討する必要があると も 考えられます。
7	P17 図5.1排出量推計と目標値（グラフ）	-	グラフの左下に「排出量推計値（棒グラフ）」と追加

【第6章 目標達成に向けた取組】

	該当箇所	修正素案（1月20日版）	最終案
8	P18 6-1 取組の基本方針 4段落目	特に、まちづくりにおいて、～（略）～長期的な視野を持ちながら、着実に実行していかなければなりません。 佐倉の豊かな水と緑の恩恵を次世代に～（略）～	特に、まちづくりにおいて、～（略）～長期的な視野を持ちながら、着実に実行していかなければなりません。 <u>また、温室効果ガス削減による地球温暖化の緩和策を講じても、地球温暖化により生じる異常気象等を完全に抑えることは難しいと言われていました。このことから、地球温暖化に伴って生じる市民生活への影響を防止・緩和する対策についても、温室効果ガスの削減と併せて実施していくものとし</u> ます。 佐倉の豊かな水と緑の恩恵を次世代に～（略）～
9	P18 6-2 各主体の役割 1行目	6-2 各主体の役割 温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市民・事業者・市は、各々の役割を担うとともに、連携して具体的な取組を進めます。	6-2 各主体の役割 温室効果ガス削減目標の達成 <u>及び地球温暖化への適応</u> に向けて、市民・事業者・市は、各々の役割を担うとともに、連携して具体的な取組を進めます。
10	P19 表6.1 主体別取組事項	（事業者の取組事項） ・エコライフ・省エネルギーの推進	（事業者の取組事項） ・ <u>エコライフ</u> ・省エネルギーの推進
11	P20 6-3 具体的な取組 6-3-1（2） その他エネルギーの導入検討	・バイオマス、地中熱、中小水力等の利用可能性の検討	・バイオマス <u>発電又は同エネルギーの利用</u> 、地中熱 <u>や下水熱の利用</u> 、中小水力 <u>発電等の導入</u> 可能性の検討
12	P21 6-3 具体的な取組 6-3-1（3） 市民・事業者・市の協働	-	（追加） <u>・三者（市民・事業者・市）の意見交換の場の設定</u>
13	P22 6-3 具体的な取組 6-3-2（2） 水環境の保全	・印旛沼をめぐる水循環の健全化	・印旛沼をめぐる水循環の健全化（ <u>流域一体としての水質改善、水量回復、生態系保全・復元等の取組</u> ）
14	P22 6-3 具体的な取組 6-3-2（3） 省エネルギー、省資源のまちづくり	・ <u>市営住宅や公共下水道</u> の長寿命化	・ <u>市有建築物や公共インフラ</u> の長寿命化
15	P25 6-4 重点取組	再生可能エネルギーや効率的なエネルギーの利用を進めます。（6-3-1） ・啓発活動の実施	再生可能エネルギーや効率的なエネルギーの利用を進めます。（6-3-1） 啓発活動の実施 <u>より多くの市民や事業者に対し、節電、エコライフ、再生可能エネルギーの利用等について知ってもらい、実行してもらうため、効果的な啓発の方法を検討し、実施します。</u> （以下、他の重点取組項目も同様）

【資料編】

	該当箇所	修正素案（1月20日版）	最終案
16	P28～31 資料編 用語集	（作成中）	作成しました。

「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画の改定について」に
寄せられた意見について

(1) 意見募集期間：平成28年2月25日から平成28年3月10日まで

(2) 意見募集結果：意見提出者 5名
意見数 16件

(3) 主な意見の内容

	項目	主な内容
1	計画の全体について	・取組項目についての目標、達成手段、効果予測等を明確にしていきたい。
2	計画の具体的な取組みについて	・市のエネルギーに関する政策や将来ビジョンを示していきたい。
3	計画の進め方について	・だれが責任を持って推進するのか、計画の推進体制を明確にしていきたい。 ・市民、事業者、市の連携の進め方を明確にしていきたい。
4	その他	・意見募集期間が短すぎる。